

第 4 回 さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第

日 時：平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日（木）午後 2 時

場 所：岩槻駅東口コミュニティセンター多目的イベントスペース

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 号 地下鉄 7 号線延伸整備事業に係る知事所見回答後の状況について

報告第 2 号 さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業の一元化について

報告第 3 号 新市建設計画案の策定方針について

(2) 提案事項

提案第 1 号 さいたま市と岩槻市との合併に伴う課題のうち一部事務組合に関する課題の取扱いについて

提案第 2 号 行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

提案第 3 号 合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の定数の取扱いについて

(3) その他

4 閉 会

第 4 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

報告事項

報告第 1 号

地下鉄 7 号線延伸整備事業に係る知事所見回答後の状況について

地下鉄 7 号線延伸整備事業に係る知事所見回答後の状況について、
別紙のとおり同事業に関する基本的考え方が発表されたので報告する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日報告

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別紙

地下鉄7号線延伸に関する基本的考え方

【4原則】

1 スケールメリットの活用

鉄道事業は、一定の需要のもとにおいては、できるだけ路線を延ばし、スケールメリットを生かして、開発効果や収益性の確保を図ることが重要である。

2 運政審答申の尊重

「目標年次（平成27年）までに開業することが適当である」との運政審答申を尊重する。

3 地元の期待を踏まえて検討

延伸に対する地元の期待を踏まえ、どのようにしたら延伸できるのか、との方向のもとで検討を進める。

4 三者共働しての推進

県とさいたま市、岩槻市とが密接に連携を図り、必要な役割を果たしながら検討を進めるなど、常に三者が共働して取組みを進める。

【2課題】

1 検討委員会

建設計画や需要予測の精査、効果的な事業手法の確立など延伸に向けた課題について、検討委員会で十分な議論をいただく。

2 埼玉高速鉄道の経営改善

埼玉高速鉄道（株）のより一層の経営改善を図る。

報告第2号

さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業の一元化について
さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業の一元化について、別
紙のとおり報告する。

平成15年12月25日報告

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業の一元化について

1 目的

さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業の一元化を図るため、各事務事業について調整案を作成する。

2 基本方針

事務事業の一元化は、市民福祉の向上、健全財政の確保、行政改革の推進等に留意するとともに、第1回さいたま市・岩槻市任意合併協議会における協議の基本方針を踏まえ、編入合併を前提として、さいたま市の制度を基本に調整を行う。

報告第3号

新市建設計画案の策定方針について

新市建設計画案の策定方針について、別紙のとおり報告する。

平成15年12月25日報告

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

新市建設計画案の策定方針

1 計画案の趣旨

さいたま市と岩槻市との合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に進めることを目的に、両市の一体性の速やかな確立及び地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため具体的な施策の方向を示すものとする。

2 計画案の構成

本計画案は、新市建設の基本方針、事業計画及び財政計画を中心に構成する。

3 計画期間

本計画案の期間は、合併年度及びこれに続く10か年度とする。

4 計画案の対象区域

本計画案は、さいたま市及び岩槻市の区域を対象とする。

5 計画案の基本指針

- (1) 厳しい財政環境の下、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を基本に、真に両市の合併後のまちづくりに資する計画案とする。
- (2) 合理的で健全な財政運営に裏付けられた計画案とする。
- (3) 岩槻市第3次総合振興計画を参考に、さいたま市総合振興計画を踏まえた計画案とする。
- (4) 地域の特性やバランスを考慮した計画案とする。

序論

- 1 合併の必要性
- 2 合併の効果
- 3 計画案の策定方針

両市の概況及び主要指標の推計

- 1 位置、地勢
- 2 人口、世帯
- 3 産業

新市建設の基本方針

- 1 新市建設の理念及び将来像
- 2 岩槻区域のさいたま市における位置づけ
- 3 土地利用

事業計画

財政計画

さいたま市と岩槻市の総合振興計画の比較

基本構想

	さいたま市	岩槻市
名称	さいたま市総合振興計画基本構想	岩槻市第3次総合振興計画基本構想
策定期期	平成14年12月	平成12年12月
目標年次	平成32年度（2020年度）	平成27年度（2015年度）
想定人口	約120万人	13万5千人
基本理念	市民と行政の協働 人と自然の尊重 未来への希望と責任	人間性尊重のまちづくり 健康で安心のまちづくり 自然・歴史・文化を生かしたまちづくり 生活環境の整った活力あるまちづくり 市民主役のまちづくり
将来都市像	「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」 「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」 「若い力の育つゆとりある生活文化都市」	「住んで安心、暮らして生き生き、ふれあいと躍動の共生都市・いわつき」

基本計画

	さいたま市	岩槻市
名称	さいたま市総合振興計画基本計画（素案）	岩槻市第3次総合振興計画前期基本計画
策定期期	平成16年3月（予定）	平成12年12月
計画期間	平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）までの10年間	平成13年度（2001年度）から平成17年度（2005年度）までの5年間
人口見通し	115万8千人	11万6千人
計画の構成	第1部 基本計画の策定にあたって 第2部 さいたま市らしさを生み出す都市づくり 第3部 都市づくりの進め方 第4部 分野別計画 ・環境・アメニティ ・健康・福祉 ・教育・文化・スポーツ ・都市基盤・交通 ・産業・経済 ・安全・生活基盤 ・交流・コミュニティ 第5部 各区の将来像	第1章 安らぎと安全の暮らしを支えるまちづくり ・生活基盤の整備 ・生活環境の向上 第2章 健やかに生きがいあるまちづくり ・保健・医療・福祉の充実 ・教育・文化・スポーツの振興 第3章 生き生きと人が行き交うまちづくり ・産業・経済の振興 第4章 思いやりと心ふれあうまちづくり ・心豊かな地域社会の創造 第5章 効率的行政の展開と市民に開かれたまちづくり ・基本計画の推進

第 4 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項

提案第 1 号

さいたま市と岩槻市との合併に伴う課題のうち一部事務組合に
関する課題の取扱いについて

さいたま市と岩槻市との合併に伴う課題のうち一部事務組合に
関する課題の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別紙

埼玉葛清掃組合と埼玉葛斎場組合の一部事務組合に関して、それぞれ次の課題解決の方針を岩槻市において作成する。

(1) 埼玉葛清掃組合について

岩槻市分のし尿について、さいたま市の現有施設での受入れが能力的に困難な状況から、組合との関わりに留意しつつ委託を含めた合併後の方向性を総合的に検討すること。

(2) 埼玉葛斎場組合について

さいたま市の現有施設にて当面は受入れが可能な状況から、組合からの脱退の可能性を含めた合併後の方向性を総合的に検討すること。

提案第 2 号

行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

行政区の範囲、名称及び事務所の位置について、別紙のとおり提案する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

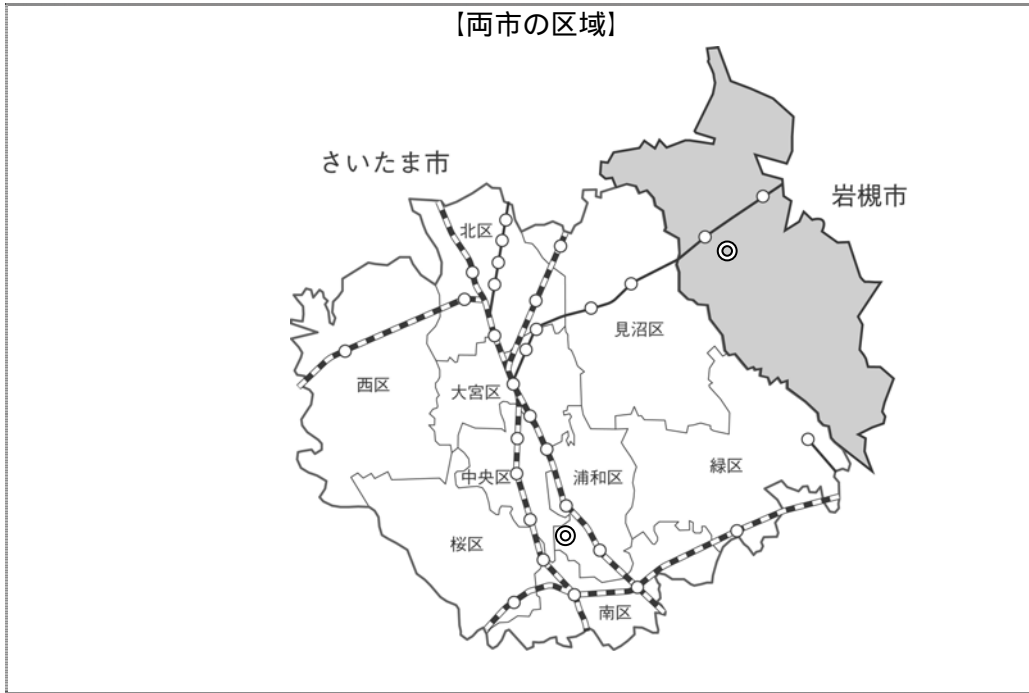
会長 兵 藤 釗

別紙

合併することとなった場合の岩槻市の行政区の範囲、名称及び事務所的位置について、その取扱い(案)をさいたま市において作成する。

(参考)

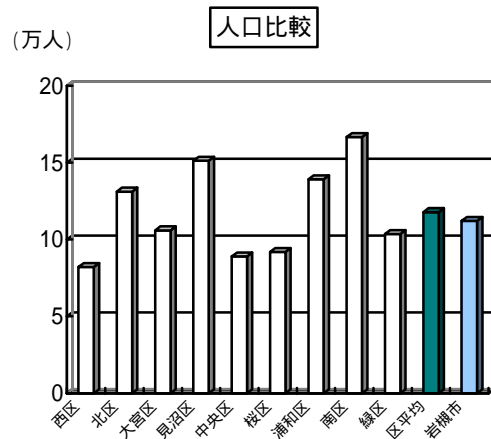
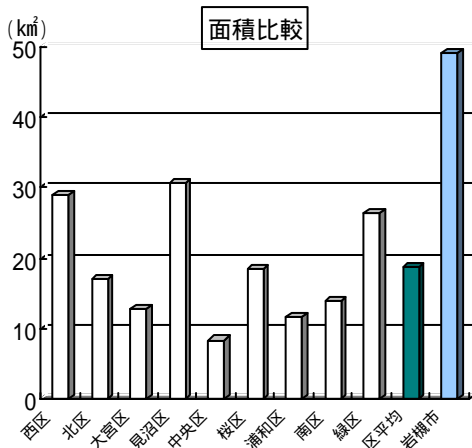
《さいたま市・岩槻市の行政区域の現況比較》



さいたま市		
区分	面積(km ²)	人口(人)
西区	29.00	82,135
北区	16.93	131,075
大宮区	12.78	105,893
見沼区	30.64	151,169
中央区	8.38	88,938
桜区	18.60	91,929
浦和区	11.54	139,168
南区	13.90	166,557
緑区	26.56	103,546
さいたま市計	168.33	1,060,410
区の平均値	18.70	117,823

岩槻市	
面積(km ²)	人口(人)
49.16	112,044

人口：平成15年12月1日現在「住民基本台帳・外国人登録原票」記載人口



提案第3号

合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の定数の取扱いについて

合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の定数の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成15年12月25日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別紙

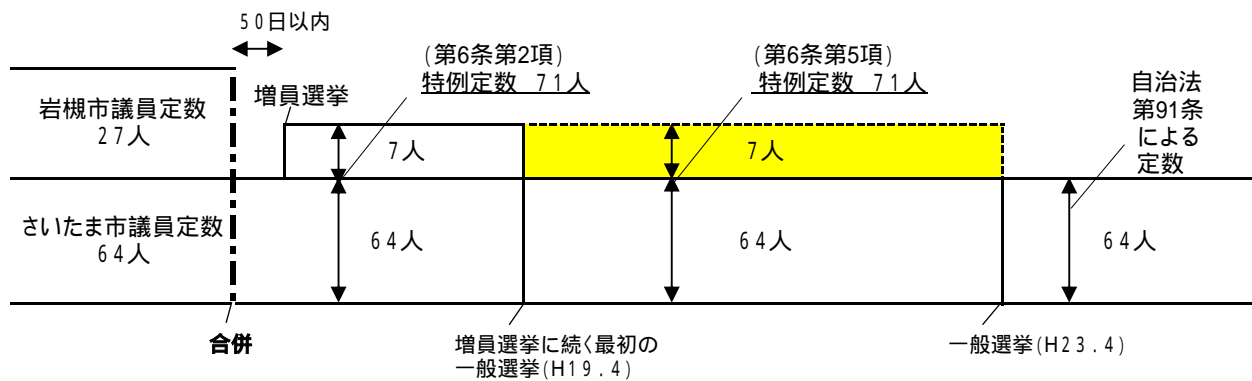
さいたま市・岩槻市任意合併協議会協議の基本方針において、合併する場合の議員定数は「編入合併特例定数」と確認されているが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第5項の規定により、「合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、両市の協議により編入合併特例定数とすることができる。」とされているので、その取扱い（案）を両市の議会においてそれぞれ作成する。

(参考)

編入合併特例定数

合併後の増員選挙において、編入合併特例定数を採ることができ（合併特例法第6条第2項）、さらに増員選挙に続く一般選挙においても、この特例定数を採ることができる。（同条第5項）

合併特例法の期限内に合併すると想定した場合の議員定数



《参考》自治法第91条による定数は、人口が90万以上130万未満の場合は64人で、130万を超える場合は72人。人口は、官報で告示された最近の国勢調査の人口とする。

さいたま市と岩槻市が合併(編入)した場合の増員数

合併特例法の期限内に合併すると想定した場合、合併後50日以内に岩槻市の区域だけで増員選挙を行う。増員される議員数は編入先のさいたま市との人口比から算出される。

$$\text{増員数} = 64 \text{人 (さいたま市の議員定数)} \times \frac{109,247}{1,024,053} = 6.83 \text{人 (四捨五入)} \\ \text{人口は平成12年国勢調査時} \\ \text{(さいたま市人口)}$$

合併特例法

第6条第2項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

第6条第5項

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。